

# 新潟市歴史博物館

(別冊「新潟市文化財旧小澤家住宅」)

## 年 報

《平成 26 年度版》



北前船の時代館

新潟市文化財

旧小澤家住宅



みなとぴあ

新潟市歴史博物館

NIIGATA CITY HISTORY MUSEUM

# I 沿革

## 1 開館までの経緯

和暦(年度)	西暦(年月日)	事項
平成14年度	2002年度	小澤辰男氏・彩子氏夫妻より新潟市へ寄贈
15年度	2003年度	旧小澤家住宅を含む「歴史文化施設保存活用基本計画」策定
16年度	2004年度	旧小澤家住宅整備検討会発足 旧小澤家住宅整備方針(案)提案
17年度	2005年度	「古町周辺地区まちづくり基本計画」に係る全庁的検討に組み込む
18年度	2006年度	まちづくり交付金事業として旧小澤家住宅整備活用事業開始
	2006.8.24	新潟市文化財に指定
19年度	2007年度	整備工事基本・実施設計 市民参加による活用検討ワークショップ開催(全3回、H21年度にも2回開催)
20年度	2008年度	整備工事着手(H20~22年度継続日設定 総事業費6億7,900万円)
22年度	2010.9.30	新潟市文化財旧小澤家住宅条例の公布
	同日	市民参加による旧小澤家住宅フォーラム開催
	2010.12.	新潟市芸術文化振興財団を指定管理者とする議会議決
	2011.3.31	整備工事完了
23年度	2011.4.1	新潟市芸術文化振興財団が指定管理者となる(館長就任、開館の準備・整備開始 ~6/30)
	2011.7.1	北前船の時代館「新潟市文化財旧小澤家住宅」開館式
	2011.7.2	北前船の時代館「新潟市文化財旧小澤家住宅」開館

## 2 開館後の主な経緯

和暦(年度)	西暦(年月日)	事項
平成23年度	2011.7.2~	北前船の時代館「新潟市文化財旧小澤家住宅」開館記念「商家の屏風展」開催(~7/10)
	2011.8.3~	「湊祭・住吉祭・商工祭展」開催(~8.21)
	2011.9.3~	「助直と清展」開催(~9.19)
	2011.10.1~	「市民茶会 in 旧小澤家住宅」開催(第61回市民茶会)(10/2)
	2011.10.14~	「新潟漆器展」開催(~11.13)
	2011.12.23~	古文書講座(~2012.2.10)
	2012.2.21~	「江戸時代の雛人形・からくり人形展」開催(~3.20)
平成24年度	2012.4.21~	「端午の節句飾り」・「良寛に魅せられた人々」展(~5.6)
	2012.5.19~	「屏風」展(~5.27)
	2012.5.27	庭木撮影講習会
	2012.6.9~	庭園講習会(~6.10)
	2012.7.14~	第2回「新潟漆器」展(~9.2)
	2012.8.20~	「旧小澤家住宅に泊まろう!」(~8.21)
	2012.9.30	お月見三味線ライブ in 旧小澤家住宅

平成25年度	2012.10.6~	「市民茶会 in 旧小澤家住宅」開催 (第62回市民茶会) (10/7)
	2012.10.13~	「新潟仏壇」展 (~11.18)
	2012.12.1~	「七三郎さんの旅行」展 (~12.27)
	2012.12.14~	古文書講座 (~2013.2.22)
	2013.1.4~	「正月飾り」展 (~1.14)
	2013.1.19~	「小澤家の品々」展 (~2.3)
	2013.2.2	イベント「おいでよ下町」
	2013.2.7~	「旅行」展 (~2.14)
	2013.2.19~	「ひな人形とからくり人形」展 (~3.10)
	2013.3.16~	「新潟築港」展 (~4.7)
	2013.4.20~	「端午の節句飾り」展 (~5.8)
	2013.5.12	和装着付け・撮影講習会
	2013.5.25~	「屏風」展 (~6.2)
	2013.6.8	庭園花樹講習会
	2013.6.29~	庭園講習会 (~6.30)
	2013.7.20~	第3回「新潟漆器」展 (~9.1)
	2013.7.24	トリオ・ダンシュ・デ・コロソ コンサート
	2013.8.19~	「旧小澤家住宅に泊まろう！」(~8.20)
	2013.9.7~	「商家の箆笥」展 (~10.6)
	2013.9.7~	庭園講習会 (~9.8)
2013.10.5~	「市民茶会 in 旧小澤家住宅」開催 (第63回市民茶会) (10/6)	
2013.10.12~	「新潟仏壇」展 (~11.4)	
2013.10.30	旧小澤家住宅茶話会	
2013.11.16~	「小澤家の品々」展 (~12.15)	
2013.12.21~	ボランティア企画「灯籠」展 (~2014.1.19)	
2014.1.17~	古文書講座 (~3.14)	
2014.1.18~	「花で彩る」(~1.28)	
2014.1.29~	「港と船の絵葉書」展 (~2.9)	
2014.2.2	イベント「きなせや下町」	
2014.2.18~	「ひな人形とからくり人形」展 (~3.9)	
2014.2.23	「ワインの昼べ」	
2014.3.21~	「大新潟湊 in 旧小澤家住宅」展 (~4.13)	
平成26年度	2014.4.19~	「端午の節句飾り」展 (~5.11)
	2014.5.24~	「水道」展 第一部 (~6.1)
	2014.6.10~	「水道」展 第二部 (~6.16)
	2014.6.16~	「新潟地震」展 (~6.18)
	2014.6.21~	「うちわ」展 (~7.13)
	2014.6.21~	イベント「夏至祭」(~6.22)
	2014.6.28	庭木を楽しむ講習会
	2014.7.6	庭木を楽しむ講習会
	2014.7.19~	第4回「新潟漆器」展 (~8.31)
	2014.8.18~	「旧小澤家住宅に泊まろう！」(~8.19)

2014.9.6~	「錠前と鍵」展（～10.3）
2014.10.4~	「市民茶会 in 旧小澤家住宅」開催（第64回市民茶会）（10/5）
2014.10.11~	第3回「新潟仏壇」展（～11.3）
2014.10.19	「ワインの昼べ」
2014.11.15~	「屏風」展（～11.24）
2014.11.16	庭木を楽しむ講習会
2014.12.6~	ボランティア企画「灯籠・狛犬」展（～2015.1.7）
2015.1.10~	「羽子板」展（～1.25）
2015.1.30~	古文書講座（～3.13）
2015.1.31	イベント「きなせや下町」
2015.2.1~	「小澤家ゆかりの品々」展（～2.11）
2015.2.5~	「花で彩る」（～2.15）
2015.2.14	バレンタイン企画第一弾 講演「ヒトは水の中からやってきた！」
2015.2.15	バレンタイン企画第二段 コンサート「和風建築と古楽器」
2015.2.22~	「ひな人形とからくり人形」展（～3.8）
2015.3.8	「日本酒の昼べ」
2015.3.14~	「白を贈る」（～3.22）
2015.3.21~	「小澤家の品々」展（～4.12）

## II 施設概要

### 1 建築概要

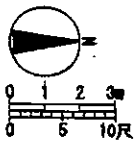
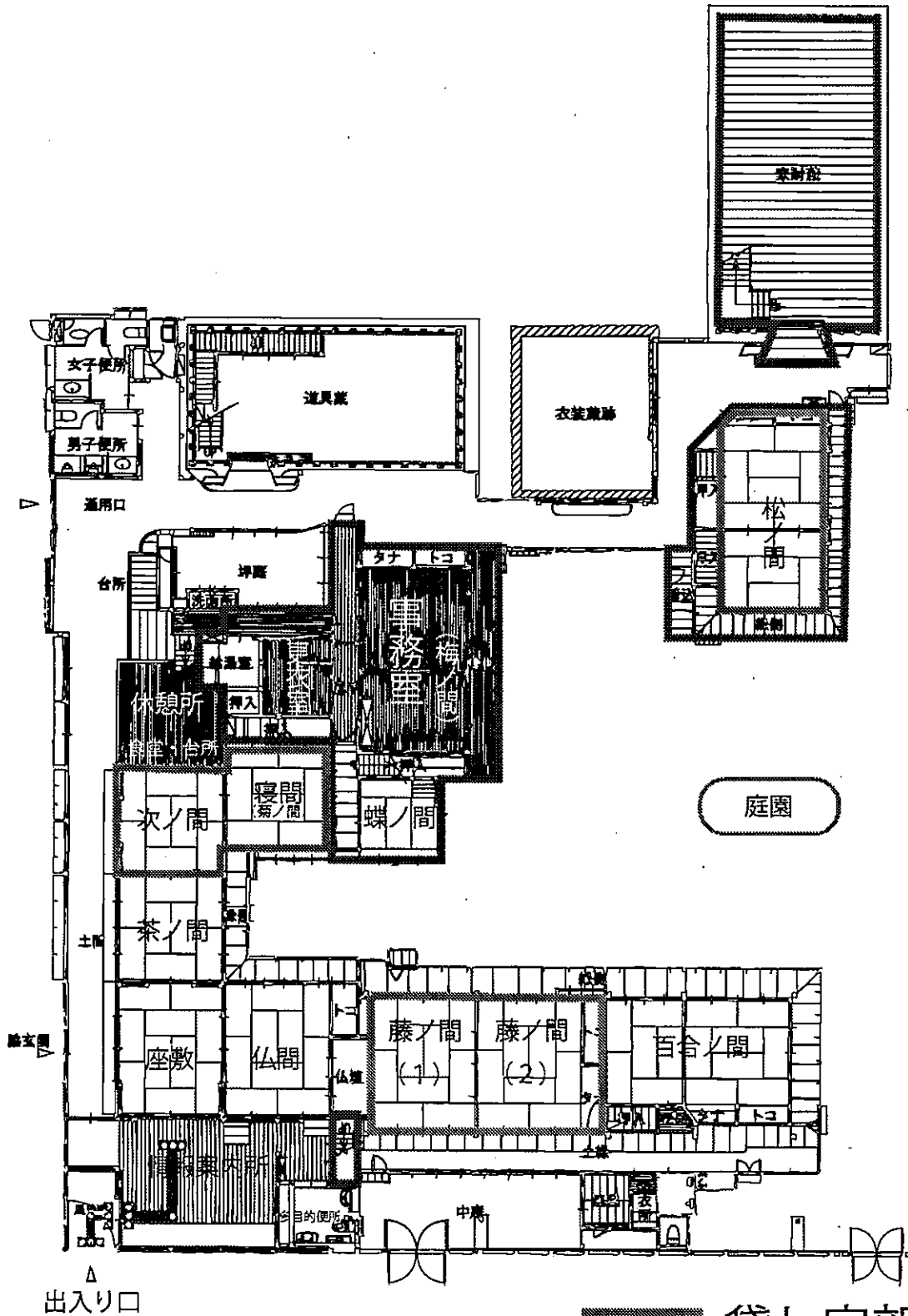
■敷地面積 1,638.30㎡ cf:公有財産台帳は1,626.44m<sup>2</sup>であった

■建築規模 構造 木造2階建、瓦葺  
延床面積 869.83㎡ cf:整備後の現状面積867.03m<sup>2</sup>とのこと

### 2 施設配置図・建物平面図

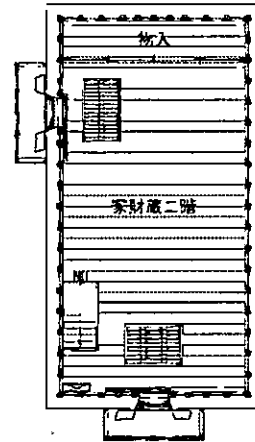
■ 施設配置図・建物平面図  
(別紙のとおり)

# 一階平面図

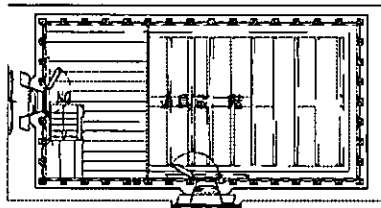


- 貸し室部分
- 非公開部分
- なし 公開部分

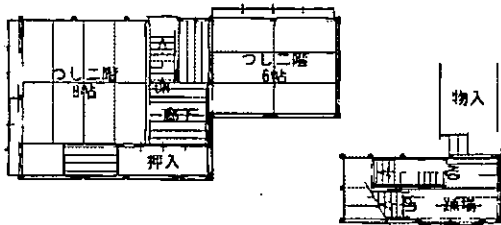
# 二階平面図



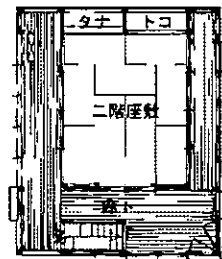
家財蔵二階



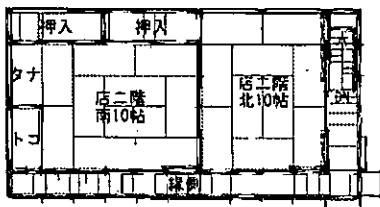
道具蔵二階



つし二階

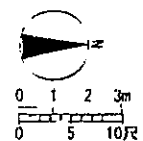


奥座敷  
梅ノ間二階



店二階

二階部分はすべて非公開



### Ⅲ 事業概要

#### 1 文化事業

「みなとまちとしての本市の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報の提供等を行うことにより、みなとまち新潟に対する市民の理解を深め、市民相互の交流を推進し、もって市民文化の向上及び地域の活性化に寄与する。」という小澤家住宅の設置目的を達成するため、以下の各種事業を行った。

##### (1) 常設展示事業

みなとまち新潟の歴史・生活文化並びに旧小澤家住宅や小澤家の概要について、グラフィックパネル等で紹介した。

##### (2) 企画展示事業

市民に身近な題材や市民にとって興味深い資料・地域等をテーマとした展示を13本開催したとともに、平成27年度開催予定の企画展示の準備業務を行った。

##### ① 「大新潟湊」展

◇開催期間：平成26年4月1日（火）～4月13日（日）

◇観覧料：一般200円 中小学生100円

◇観覧者数：409人

◇事業内容：北前船関連の企画展で、小澤家に里帰りした引き札や船絵馬を展示し、明治期の湊町新潟について紹介した。

##### ② 「端午の節句飾り」展

◇開催期間：平成26年4月19日（土）～5月11日（日）

◇観覧料：一般200円 中小学生100円

◇観覧者数：1,253人

◇事業内容：小澤瓊子氏の協力を得て開催した。小澤家旧蔵の兜をはじめ、小澤家より端午の節句を祝う室内飾りや掛け軸など借用し展示した。また、道具蔵では、書画はじめ小澤家が経営した会社で社宝とされていた茶碗などを展示した。

##### ③ 「水道」展

◇開催期間：平成26年5月24日（土）～6月1日（日）（第一部）、  
6月10日（火）～6月16日（月）（第二部）

◇観覧料：一般200円 中小学生100円

◇観覧者数：1,297人

◇事業内容：新潟市水道局と協力し、水道週間に合わせた展示とイベントを開催した。展示では、新潟市の水道敷設事業の歴史を顧みることを軸に、明治40年代初頭の文書資料や地図、水道管などを展示紹介した。また、長岡造形大学の平山育男先生が所蔵する新潟市内はじめ日本各地の配水塔の写真パネルを展示し、配水塔の構造や仕組みを紹介した。

##### 関連事業

◇見学会「水道モノがたり」

講師：平山育男（長岡造形大学教授）

日時：5月31日（土）PM10:00～

参加費：無料

##### ④ 「新潟地震」展

◇開催期間：平成26年6月16日（月）～6月18日（水）



- ◇観覧料：一般200円 中小学生100円
- ◇観覧者数：55人
- ◇事業内容：新潟地震発生50年の節目を迎え、当時の被害の状況を振り返る企画展。  
旧小澤家住宅近隣の場所や下町地域を対象に、昭和39年当時の地震の被害を伝える写真をパネルにして通り土間で紹介した。

⑤「うちわ」展

- ◇開催期間：平成26年6月21日（土）～7月13日（日）
- ◇観覧料：一般200円 中小学生100円
- ◇観覧者数：1,075人
- ◇事業内容：新潟ハイカラ文庫と協力して開催した、夏の風情を感じ楽しむ企画展。  
当館所蔵のうちわ、うちわを描いた印判皿、ハイカラ文庫より借用したうちわ用印刷見本など道具蔵で展示紹介した。

⑥第四回「新潟漆器」展

- ◇開催期間：平成26年7月19日（土）～8月31日（日）
- ◇観覧料：一般200円 中小学生100円
- ◇観覧者数：1,807人
- ◇事業内容：新新潟市漆器同業組合と共催し、江戸後期から明治期に制作された新潟漆器を道具蔵・寝間・通り土間・台所・藤ノ間・百合ノ間に展示し、竹塗りや錦塗りといった特徴ある新潟漆器の技法、漆器職人の高い技術など新潟漆器の価値を広く市民に周知した。また、情報案内所で漆器制作体験として沈金体験を14回実施し、新潟の食を楽しむ「北前三味パック」という企画を1回実施した。

**関連事業**

- ◇「北前三味パック」（沈金体験・松ノ間にて夕食・アコースティックコンサート）

奏者：本宮宏美氏

日時：8月3日（日） コンサートはPM7:00～

参加費：5,000円

- ◇沈金体験

講師：新潟市漆器同業組合員

日時：7月19日（土）・20日（日）・26日（土）・27日（日）、  
8月2日（土）・3日（日）・9日（土）・10日（日）・16日（土）・  
17日（日）・23日（土）・24日（日）・30日（土）・31日（日）  
AM10:00～

参加費：500円

⑦「錠前と鍵」展

- ◇開催期間：平成26年9月6日（土）～10月3日（金）
- ◇観覧料：一般200円 中小学生100円
- ◇観覧者数：1,469人
- ◇事業内容：新潟ハイカラ文庫の協力のもと、小澤家や齋藤家の土蔵の錠、和錠、明治以降に普及した南京錠などを展示し、錠と錠前の歴史的変遷と特徴を紹介した。また、展示に係る調査で、年号の刻印がある錠が道具蔵のものであることがわかり、道具蔵が江戸時代後期の建築物であることが判明し、広く市民に伝えることができた。

⑧第三回「新潟仏壇」展

- ◇開催期間：平成26年10月11日（土）～11月3日（月）
- ◇観覧料：一般200円 小学生100円
- ◇観覧者数：1,393人
- ◇事業内容：新潟仏壇組合と共同主催で開催し、仏壇やパネルを展示することにより新潟市内で生産されてきた新潟仏壇の歴史や職人の技術について紹介した。また、情報案内所で金具打ち体験を2回実施し、伝統工芸士による蒔絵実演3回、落語口演会を1回実施した。

#### 関連事業

##### ◇落語口演会

講師：水都家艶笑氏

日時：10月18日（土） PM1:30～

参加費：無料

##### ◇伝統工芸士による蒔絵実演

講師：新潟仏壇組合員

日時：10月12日（日）・19日（日）、11月2日（日） AM10:00～

参加費：無料

##### ◇金具打ち体験

講師：新潟仏壇組合員

日時：10月25日（土）・26日（日） AM10:00～

参加費：無料

#### ⑨「屏風」展

◇開催期間：平成26年11月15日（土）～11月24日（月）

◇観覧料：一般200円 小学生100円

◇観覧者数：728人

◇事業内容：みなとびあの協力を得て、博物館所蔵の屏風をはじめ小澤家所蔵の南蛮屏風を展示した。

#### ⑩ボランティア企画「灯籠・狛犬」展

◇開催期間：平成26年12月6日（土）～平成27年1月7日（水）

◇観覧料：一般200円 小学生100円

◇観覧者数：328人

◇事業内容：当館ボランティア企画の展覧会。ボランティアが新潟市内外で撮影した灯籠や狛犬の写真をパネルにして展示紹介した。

#### ⑪「羽子板」展

◇開催期間：平成27年1月10日（土）～1月25日（日）

◇観覧料：一般200円 小学生100円

◇観覧者数：328人

◇事業内容：当館所蔵の羽子板や小澤家で正月に使用した重箱を展示し、正月にちなんだ展示を行った。

#### ⑫「小澤家ゆかりの品々」展

◇開催期間：平成27年2月1日（日）～2月11日（水）

◇観覧料：一般200円 小学生100円

◇観覧者数：192人

◇事業内容：展示するには資料数が少なかったり、テーマとして扱いにくかったりする資料を展示する企画展。ネズミ返しの支え板や高窓を開閉するための棒など旧小澤家住宅に残るユニークな生活道具や資料を展示した。

⑬ 「ひな人形とからくり人形」展

◇開催期間：平成27年2月22日（日）～3月8日（日）

◇観覧料：一般200円 小学生100円

◇観覧者数：762人

◇事業内容：市民団体である「湊にいがた雛人形町めぐり連絡会」と共催し、旧斎藤家別邸他市内諸施設と連携協力し、町中活性事業の一環として開催した。当館では、当館所蔵の雛人形とともに「湊にいがた雛人形町めぐり連絡会」より出品された明治・大正期の雛人形や江戸時代のからくり人形を道具蔵や藤ノ間で展示紹介した。

**関連事業**

◇特別実演会「からくり人形の世界」

講師：日根之和氏（越後大郷からくり館館長）

日時：2月28日（土）・3月1日（日） PM1:30～, 3:00～の計4回

参加費：無料

⑭ 「小澤家の品々」展

◇開催期間：平成27年3月21日（土）～3月31日（火）

◇観覧料：一般200円 小学生100円

◇観覧者数：384人

◇事業内容：旧小澤家住宅で所蔵する鏡台や手鏡、櫛など化粧道具を展示紹介した。

(3) 教育普及事業

新潟市の歴史文化への市民の関心や興味のニーズに対応するため、ボランティアなどの人やモノ、情報などの資源を活用して、市民へ歴史に関するさまざまなサービスを提供するとともに、学校等の教育活動を提案した。

① 体験学習事業

創作体験、実演見学、地域の歴史や伝統を実感できる各種プログラムを開催した。

・沈金体験 平成26年7月19日（土）・20日（日）・26日（土）・27日（日）、  
8月2日（土）・3日（日）・9日（土）・10日（日）・16日（土）・  
17日（日）・23日（土）・24日（日）・30日（土）・31日（日）  
AM10:00～,  
参加費：500円

・金具打ち体験 平成26年10月25日（土）・26日（日）  
AM10:00～,  
参加費：無料

・からくり人形実演 平成27年2月28日（土）・3月1日（日）  
PM1:30～, 3:00～の計4回,  
参加費：無料

② 博・学連携事業

博物館連携しながら小学校・中学校の見学に際し展示解説等の対応を行った。夏季には、旧小澤家住宅を会場に、近隣小学校4年生を募集して1泊2日の宿泊体験を実施した。冬期には湊小学校の5・6年生を迎え百人一首大会を開催し、日本の伝統文化に親しむ機会を提供した。他にも、新潟大学工学部建設学科建築学コースの学生らと一緒に「しも町」の賑わいと活性化を目的とした連携事業「きなせや下町」を実施した。

・宿泊体験 平成26年8月18日（月）～19日（火）

・百人一首大会 平成27年1月22日（木）

・きなせや下町 平成27年1月31日(土)

③ 講座・講演会事業

新潟の歴史や文化に関する「学び」や「楽しみ」を提案したため、幅広い年齢層や個別のニーズに対応した以下の各種講座・講演会を開催した。

- ・庭木を楽しむ講習会全3回(6月28日(土)、7月6日(日)、11月16日(日))
- ・古文書講読講座全3回(1月30日(金)、2月27日(金)、3月13日(金))

④ ボランティア事業

市民を対象に本施設で活動しているボランティアの育成を図り、定例会など研修を実施した。また、新潟シティガイドとの連携を図り、本施設並びに周辺地区の魅力を発信・紹介した。

(4) 施設普及事業

企画展などが多くのメディアに取り上げられた。チラシ等を作成したり、Twitter を開設したりして本施設の利用促進をはかるとともに、非公開部分の開放日を設けるなど、来館の動機付けを行う事業を行った。また、音楽会や季節に合わせたイベントなども催し、旧小澤家住宅でのさまざまな楽しみ方を提案するとともに、観覧者アンケートを実施し、来館者のニーズの把握にも努めた。

① 主催・共催事業として実施した展覧会・イベント等

1) 「夏至祭」

◇開催期間：平成26年6月21日(土)・22日(日)

◇主催：旧小澤家住宅

◇協力：DAIDOCO, THE COFFE TABLE, NPO 法人みかわ天文台

◇内容：夏の旧小澤家住宅を満喫するために、かき氷やお菓子、コーヒーなどの提供を行った。暦と空についての講演や、夜間特別開館、庭園及び通り土間のライトアップも実施した。

2) 市民茶会

◇開催期間：平成26年10月5日(日) (一般公開なし(臨時休館10/4,5))

◇主催団体：旧小澤家住宅、新潟日報社・新潟市・新潟市民茶会実行委員会

◇内容：市民茶会の茶席会場として、旧小澤家住宅の文化的な魅力など紹介しながら、市民茶会を開催した。

3) 「ワインの昼べ」

◇開催期間：平成26年10月19日(日)

◇主催：旧小澤家住宅

◇協力：星野隆氏((株)ホクセイ)

◇内容：旧小澤家住宅を会場にワインの講習会を開催し、旧小澤家住宅の雰囲気を活かした。

4) 市民企画 フラワーアレンジメント「花で彩る」

◇開催期間：平成27年2月5日(木)～2月15日(日)

◇主催：旧小澤家住宅

◇協力：水曜日のお花の会

◇内容：色とりどりの花で旧小澤家住宅を華やいだ雰囲気にした。

5) バレンタイン企画第1弾「ヒトは水の中からやってきた！」

◇開催期間：平成27年2月14日(土)

◇主催団体：旧小澤家住宅

◇講師：熊木克治氏

◇内容：旧小澤家住宅の雰囲気の中でチョコレートを楽しみ、人の身体の仕

組みと健康についての講演会を行った。

6) バレンタイン企画第2弾「和風建築と古楽器」

◇開催期間：平成27年2月15日（日）

◇主催団体：旧小澤家住宅

◇後援：亀田地区公民館

◇協力：笠原恒則氏，大作綾氏

◇内容：旧小澤家住宅の雰囲気を活かし、バレンタインデーのチョコレートを味わいながら古楽器のチェンバロやリコーダーでの演奏・歌で楽しむ音楽会を開催した。

7) 「日本酒の昼べ」

◇開催期間：平成27年3月8日（日）

◇主催：旧小澤家住宅

◇協力：Jun氏（Bar Book Box）

◇内容：旧小澤家住宅の雰囲気を活かして、日本酒の講習会を開催した。

8) 「白を贈る」

◇開催期間：平成27年3月14日（土）～22日（日）

◇主催：旧小澤家住宅

◇協力：（株）横正機業場，星名康弘氏（植物染め浜五）

◇内容：旧小澤家住宅に残された無地の反物をきっかけとして、絹織物の良さと植物染の美しさ、それらを贈る文化がかつてあったことを紹介した。

② 貸館の形で協力した事業等

1) 旧小澤家煎茶席

◇開催期間：平成26年5月25日（日）

◇主催団体：旧小澤家住宅活用実行委員会

◇協力：旧小澤家住宅

◇内容：藤の花を見ながらの煎茶会が開催された。

2) 旧小澤家煎茶席

◇開催期間：平成26年12月23日（火）

◇主催団体：旧小澤家住宅活用実行委員会

◇協力：旧小澤家住宅

◇内容：年忘れ煎茶会が開催された。

(5) 調査研究事業

心を引き起こすテーマの探求や本施設における市民の関活動の発展のために、調査研究活動を行った。テーマ研究や新潟市の歴史文化に関する学芸員の専門的な成果は、開催を予定している企画展示や講座などで市民に報告・還元した。

長岡造形大学平山育男教授と共に、取り壊し予定の民家を調査した。

① 旧小澤家住宅周辺の歴史的町並みを考える会

旧小澤家住宅周辺に残る歴史的町並みを保全・活用し、地域の活性化に寄与することを目的とした「旧小澤家住宅周辺の歴史的町並みを考える会」が、8月7日（木）に発足した。

(6) 収蔵資料の保存管理事業

旧小澤家より寄贈を受けた歴史・民俗・美術・図書等の資料を長期的に保存・活用する

ことを目的に、以下の事業を行った。

① 保存環境管理

歴史資料を長期保存するための環境整備。本施設家財蔵等に所蔵した資料が少しでもよりよい状況で保存できるように収蔵施設及び展示設備の環境改善に努めた。

(7) その他事業費

① 地域交流事業

地元団体、関連施設と連携した催事を開催した。

2 文化施設管理受託事業（指定管理事業）

新潟市文化財に指定されていることを理解し、利用者へのサービスの向上に努め、旧小澤家住宅（情報案内所・藤ノ間・百合ノ間・道具蔵・離れ座敷等）の管理運営を行った。

3 付帯事業

来館者に対して、サービスの充実を目的に、和の文化、湊町や歴史に関するグッズ等を扱うショップの運営を行った。

ひよんの実に加えて、北前船の箸置きや湯呑み、新潟漆器のつまようじなど、オリジナルグッズの開発を行った。

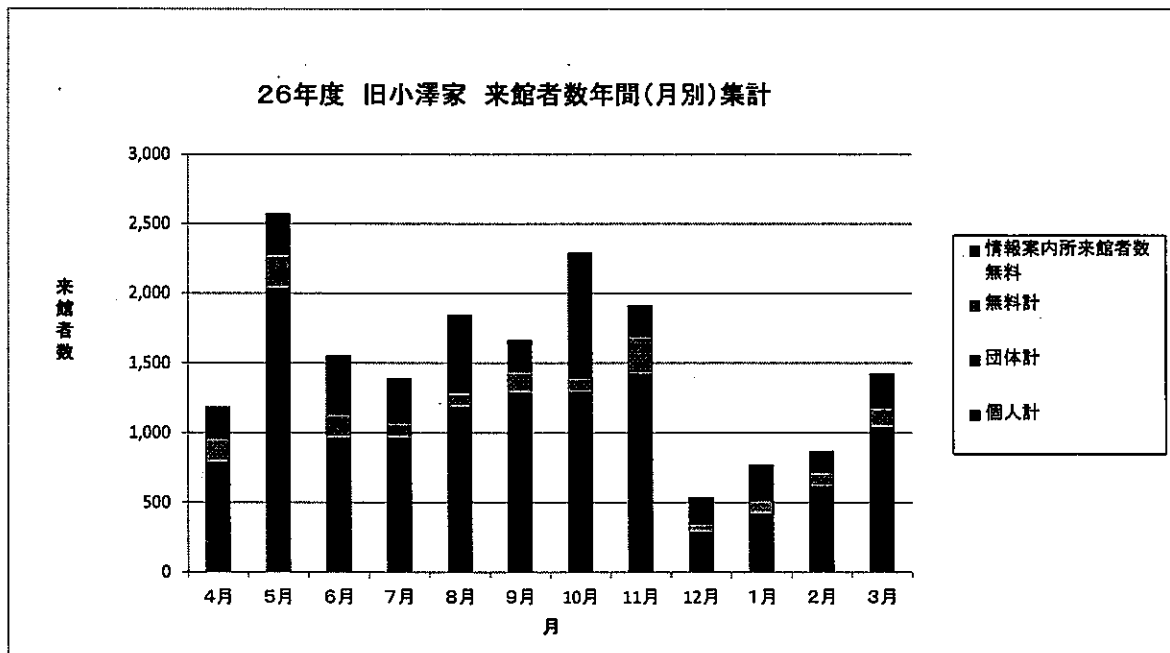
## IV 来館者の状況

### 1 来館者数の推移

26年度 旧小澤家 来館者数年間(月別)集計表

月	観覧者											情報案内所 来館者数 無料	来館人数	累計 (開館から の人数)
	合計	有料計	個人計	一般	中小	団体計	一般	中小	無料計	うち授業	うち小中 土日			
4月	959	785	229	228	1	556	554	2	174	0	6	224	1,183	44,978
5月	2,279	2,031	418	401	17	1,613	1,613	0	248	6	81	292	2,571	47,549
6月	1,133	960	331	331	0	629	629	0	173	0	46	421	1,554	49,103
7月	1,073	958	324	322	2	634	631	3	115	0	4	316	1,389	50,492
8月	1,290	1,180	381	367	14	799	782	17	110	0	14	556	1,846	52,338
9月	1,437	1,284	360	360	0	924	924	0	153	23	21	229	1,666	54,004
10月	1,394	1,287	398	398	0	889	887	2	107	0	11	895	2,289	56,293
11月	1,691	1,416	356	356	0	1,060	1,060	0	275	0	15	218	1,909	58,202
12月	349	284	107	107	0	177	169	8	65	0	2	187	536	58,738
1月	515	415	202	202	0	213	211	2	100	40	0	253	768	59,506
2月	718	612	244	238	6	368	368	0	106	0	10	151	869	60,375
3月	1,180	1,036	451	449	2	585	584	1	144	0	15	245	1,425	61,800
<b>合計</b>	<b>14,018</b>	<b>12,248</b>	<b>3,801</b>	<b>3,759</b>	<b>42</b>	<b>8,447</b>	<b>8,412</b>	<b>35</b>	<b>1,770</b>	<b>69</b>	<b>225</b>	<b>3,987</b>	<b>18,005</b>	<b>61,800</b>

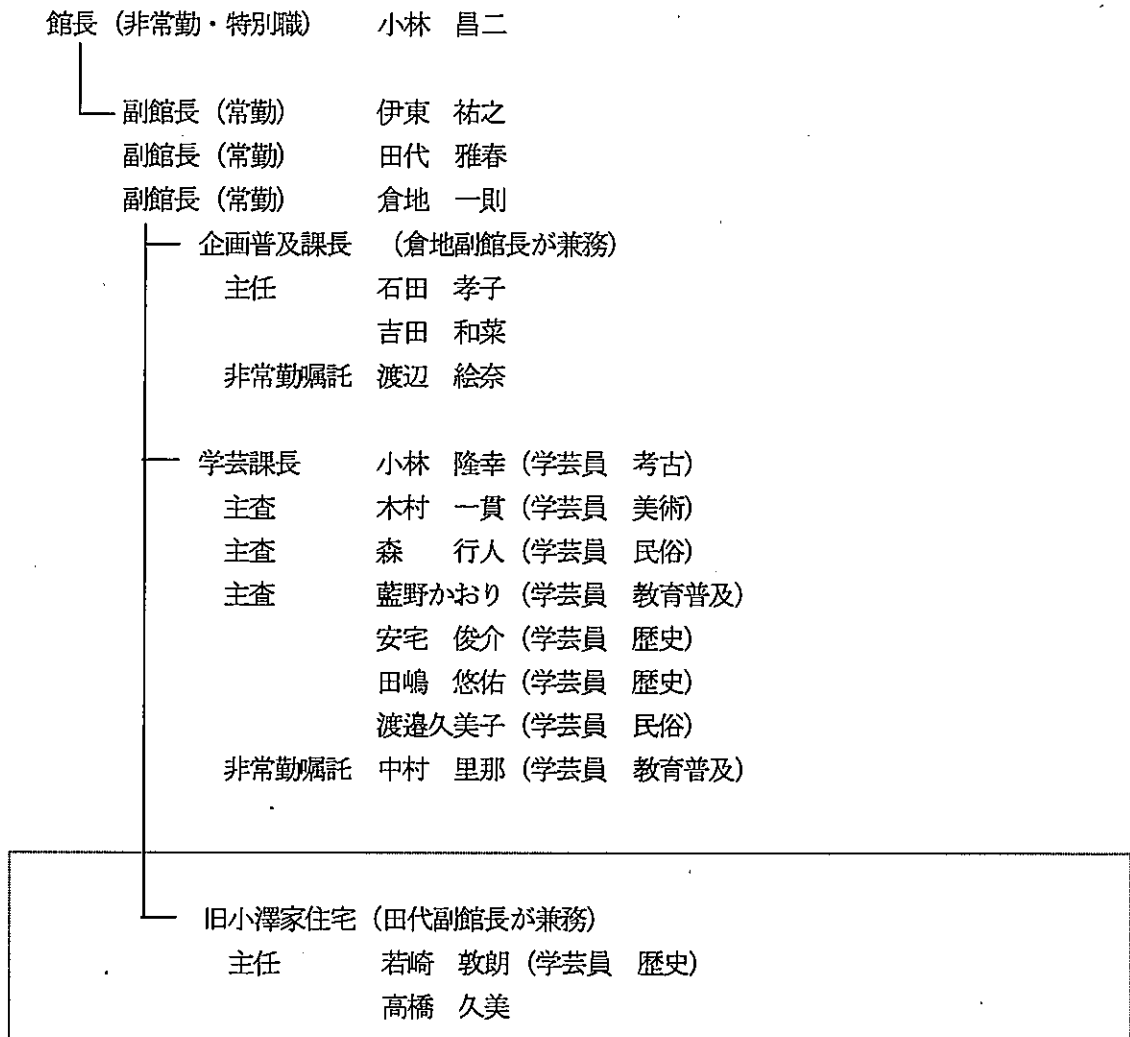
◇旧小澤家住宅の一般公開開始は、平成23年7月2日～の集計人数



## V 組織・会計

### 1 組織・事務分掌

#### ■組織



#### ■事務分掌

##### ○企画普及課

歴史博物館等の施設の管理, 予算・決算, 会計, 庶務, 施設普及事業, 広報・宣伝, 博物館運営協議会の事務 など

##### ○学芸課

歴史資料の調査・研究・収集・保存, 常設展・企画展等の企画立案と実施, 教育普及事業, 歴史文化に関する相談と情報提供 など

##### ○旧小澤家住宅)

旧小澤家住宅の施設の管理, 予算・決算, 会計, 庶務, 施設普及事業, 広報・宣伝の事務 及び 旧小澤家住宅の収蔵資料, みなとまち新潟の歴史や文化に関する調査・研究並びに成果の展示, 講演会, 講習会, 体験学習の開催の企画立案と実施, 教育普及事業, 収蔵資料の保存管理 など



## 収支決算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位 円)

	予算額	決算額	差異	備考
<b>収入の部</b>				
① 事業収益	17,000	40,300	△ 23,300	
文化事業収益	17,000	40,300	△ 23,300	講座資料代、ポストカード代等
② 受取補助金等	26,429,000	26,157,959	271,041	
事業受託収益	1,526,000	1,526,000	0	新潟市指定管理料(歴史文化事業分)
施設管理受託収益	24,903,000	24,631,959	271,041	新潟市指定管理料(施設管理受託事業分)
国庫助成金収益	0	0	0	
民間助成金収益	0	0	0	
③ 受取寄付金	0	245,970	△ 245,970	
寄付金収入	0	245,970	△ 245,970	
④ 雑収益	0	0	0	
雑収益	0	0	0	
<b>収入計</b>	<b>26,446,000</b>	<b>26,444,229</b>	<b>1,771</b>	
<b>支出の部</b>				
① 文化事業費	2,703,000	2,698,363	4,637	歴史文化事業費
賃金	72,000	71,734	266	・常設展・企画展 269,903
福利厚生費	1,000	155	845	・教育普及事業 350,180
旅費交通費	75,000	74,452	548	・施設普及事業 1,949,588
通信運搬費	35,000	34,589	411	・調査研究事業 124,458
消耗什器備品費	1,376,000	1,375,872	128	・収蔵資料保存管理 4,234
消耗品費	578,000	577,304	696	・その他 0
修繕費	0	0	0	
印刷製本費	447,000	446,558	442	
燃料費	0	0	0	
使用料及び賃借料	0	0	0	
保険料	9,000	8,500	500	
諸謝金	44,000	43,937	63	
委託費	0	0	0	
役務費	56,000	55,858	142	
広告宣伝費	0	0	0	
手数料	6,000	5,404	596	
食糧費	3,000	3,000	0	
負担金支出	1,000	1,000	0	
② 文化施設管理受託事業費	23,756,000	23,745,866	10,134	旧小澤家住宅管理費
給料手当	9,603,000	9,602,011	989	・人件費 13,015,113
賃金	1,470,000	1,469,424	576	・物件費 10,730,753
福利厚生費	1,677,000	1,676,891	109	
退職給付引当資産取得	267,000	266,787	213	
旅費交通費	71,000	70,212	788	
通信運搬費	291,000	290,665	335	
消耗什器備品費	34,000	33,048	952	
消耗品費	568,000	567,403	597	
修繕費	135,000	135,000	0	
印刷製本費	33,000	32,418	582	
燃料費	74,000	73,117	883	
光熱水費	1,388,000	1,387,526	474	
使用料及び賃借料	661,000	660,304	696	
保険料	11,000	10,300	700	
租税公課	542,000	541,500	500	
委託費	6,761,000	6,760,456	544	
役務費	102,000	101,520	480	
食糧費	0	0	0	
手数料	68,000	67,284	716	
<b>支出計</b>	<b>26,459,000</b>	<b>26,444,229</b>	<b>14,771</b>	
当期収支差額	△ 13,000	0	△ 13,000	

## 収 支 決 算 書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位 円)

	予算額	決算額	差異	備 考
収入の部				
① 販売収益	0	0	0	
販売収益	0	0	0	
② 雑収益	10,000	232,731	△ 222,731	
雑収入	10,000	221,931	△ 211,931	
販売収入	0	10,800	△ 10,800	
その他収入	0	0	0	
当期収入計	10,000	232,731	△ 222,731	
前期繰越収支差額	134,504	134,504		
収入計	144,504	367,235	△ 222,731	
支出の部				
① 付帯事業費	19,000	17,360	1,640	
消耗品費	16,000	15,200	800	
手数料	3,000	2,160	840	
当期支出計	19,000	17,360	1,640	
当期収支差額	115,504	117,144	△ 1,640	
次期繰越収支差額	125,504	349,875		

## VI 条例等

### ○新潟市文化財旧小澤家住宅条例

平成 22 年 9 月 30 日

条例第 44 号

#### (設置)

第 1 条 新潟市文化財保護条例(昭和 47 年新潟市条例第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により市文化財に指定された旧小澤家住宅を活用し、みなとまちとしての本市(以下「みなとまち新潟」という。)の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報の提供等を行うことにより、みなとまち新潟に対する市民の理解を深め、市民相互の交流を推進し、もって市民文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的として、新潟市文化財旧小澤家住宅(以下「旧小澤家住宅」という。)を新潟市中央区上大川前通 12 番町 2733 番地に設置する。

#### (事業)

第 2 条 旧小澤家住宅は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) みなとまち新潟の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報を提供すること。
- (2) みなとまち新潟の歴史及び生活文化に関する資料の保存及び展示をすること。
- (3) みなとまち新潟の歴史及び生活文化に関する講座、講演会、体験学習その他の催物を開催すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

#### (施設)

第 3 条 旧小澤家住宅に次に掲げる施設を置く。

- (1) 離れ座敷
- (2) 道具蔵
- (3) 次ノ間
- (4) 寝間
- (5) 藤ノ間
- (6) 座敷
- (7) 仏間
- (8) 茶ノ間
- (9) 百合ノ間
- (10) 二階座敷
- (11) 庭園

#### (休館日)

第 4 条 旧小澤家住宅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日である場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)
- (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで

#### (開館時間)

第 5 条 旧小澤家住宅の開館時間は、午前 9 時 30 分から

午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

#### (利用の許可)

第 6 条 第 3 条第 1 号から第 5 号までに掲げる施設(以下「離れ座敷等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

#### (利用の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、離れ座敷等の利用を許可しない。

- (1) 離れ座敷等の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 離れ座敷等の利用の内容又は方法が旧小澤家住宅の施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、離れ座敷等の管理上支障があると認められるとき。

#### (利用の取止めの申出)

第 8 条 離れ座敷等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、離れ座敷等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

#### (観覧料及び使用料)

第 9 条 市長は、旧小澤家住宅を観覧しようとするものから別表第 1 に掲げる観覧料を徴収する。

2 市長は、利用者から別表第 2 に掲げる使用料を徴収する。

#### (観覧料等の徴収の時期)

第 10 条 観覧料は観覧しようとする時に、使用料は離れ座敷等の利用を許可する時に徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の納付期日を定めることができる。

#### (観覧料等の免除)

第 11 条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

#### (観覧料等の不還付)

第 12 条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長は、第 15 条第 2 項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

#### (行為の制限)

第 13 条 利用者及び旧小澤家住宅の入場者(以下「利用者等」という。)は、旧小澤家住宅内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 4 号及び第 5 号に掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。

- (5) 指定された場所以外の場所で飲食すること。
- (6) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が旧小澤家住宅の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第14条 市長は、この条例の規定による許可に旧小澤家住宅の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは旧小澤家住宅からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、旧小澤家住宅の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第16条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 離れ座敷等の利用を終了したとき。
- (2) この条例の規定による許可を取り消されたとき。
- (3) 行為の中止を命ぜられたとき。
- (4) 退去を命ぜられたとき。

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第17条 利用者等は、旧小澤家住宅の施設、設備又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、旧小澤家住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に旧小澤家住宅の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第19条 旧小澤家住宅の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、旧小澤家住宅の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 旧小澤家住宅の平等利用が確保されること。
- (2) 旧小澤家住宅の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が旧小澤家住宅の設置の目的を効果的に達成することができるものと認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) この条例の規定による許可に関する業務
- (3) 観覧料等の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (4) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (5) 第15条の規定による退去等の命令に関する業務
- (6) 第16条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- (7) 旧小澤家住宅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (8) その他旧小澤家住宅の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成23年新潟市規則第51号で同23年7月2日から施行)

- (1) 次項の規定 公布の日

(2) 第6条から第8条まで、第9条第2項、第10条から第12条まで(使用料に係る部分に限る。)、第13条、第14条、第15条(この条例の規定による許可の取消し及びその条件の変更に係る部分に限る。)、第18条から第23条まで及び別表第2の規定 平成23年4月1日

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行(前項第2号の規定による施行をいう。)前においても、行うことができる。

別表第1(第9条関係)

区分	観覧料の額(1人につき)(円)	
	個人	団体(20人以上)
一般	200	160
小学生・中学生	100	80

備考

1 上表中の「小学生・中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

2 上表中の「一般」とは、備考1に規定する者以外の者で15歳以上のものをいう。

別表第2(第9条関係)

施設名	使用料の額(円)	
	午前(午前9時30分から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)
離れ座敷	900	1,500
道具蔵	600	1,000
次ノ間	500	800
寝間	500	800
藤ノ間(1)	600	1,000
藤ノ間(2)	600	1,000

備考

1 午前及び午後の区分を継続して利用するときの使用料の額は、各区分の使用料の額の合計額とする。

2 利用時間が上表及び備考1に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は、行わない。

3 離れ座敷等の利用の許可を受けた期間のうちに休館日がある場合は、当該休館日に係る使用料は、徴収しない。ただし、当該休館日に物品等の搬入又は搬出のため離れ座敷等を利用する場合は、上表、備考1、備考2及び備考4の規定により使用料を徴収する。

4 上表に規定する利用時間以外の時間(備考1に規定する場合における正午から午後1時までの時間を除く。)に利用する場合の使用料の額は、1時間につき、その利用が午前6時から午前9時30分までのとき、又は正午

から午後1時までのときは午前の、午後5時から翌日の午前6時までのときは午後の区分の使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

5 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表、備考1、備考3ただし書及び備考4に規定する使用料の額の200%に相当する額とする。

6 規則で定める冷暖房機を使用する期間の離れ座敷及び藤ノ間の使用料の額は、上表、備考1、備考3ただし書、備考4及び備考5に規定する使用料の額の30%に相当する額を加えた額とする。

7 離れ座敷等の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市文化財旧小澤家住宅条例(平成 22 年新潟市条例第 44 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第 2 条 条例第 6 条前段の規定により条例第 3 条第 1 号から第 5 号までに掲げる施設(以下「離れ座敷等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第 1 号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書の受付開始日は、利用開始日の 3 月前の日(その日が条例第 4 条に規定する休館日(以下「休館日」という。))に当たる場合は、その翌日)からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第 6 条後段の規定により離れ座敷等の利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第 8 条の規定により離れ座敷等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第 2 号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第 3 条 離れ座敷等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2 以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。

(利用許可書等の交付)

第 4 条 指定管理者は、離れ座敷等の利用の許可をする場合は、別記様式第 3 号による利用許可書を交付するものとする。

2 指定管理者は、離れ座敷等の利用の変更の許可をする場合は、別記様式第 4 号による利用変更許可書を交付するものとする。

(利用許可書等の提示)

第 5 条 離れ座敷等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、離れ座敷等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたもの)にあつては、利用変更許可書を指定管理者に提示しなければならない。

(冷暖房機の使用期間)

第 6 条 条例別表第 2 備考 6 の規則で定める冷暖房機を使用する期間は、6 月 15 日から 9 月 30 日まで及び 11 月 15 日から 3 月 31 日までとする。ただし、市長は、季候により臨時にこれを変更することができる。

(附属設備の使用料)

第 7 条 条例別表第 2 備考 7 に規定する実費等を勘案して市長が別に定める離れ座敷等の附属設備に係る使用料は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(観覧料等の納付期日決定の申請等)

第 8 条 条例第 10 条ただし書の規定により別に観覧料又は使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第 5 号による観覧料等納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧料等納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第 6 号による観覧料等納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第 9 条 条例第 11 条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第 2 の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を免除することができる。

2 条例第 11 条の規定により観覧料又は使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第 7 号による観覧料等免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表第 2 2 の項に規定する場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定により観覧料等免除申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の免除を決定したときは、別記様式第 8 号による観覧料等免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、別表第 2 7 の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 3 の項又は 4 の項に規定する場合は、同表 3 の項又は 4 の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して観覧料の免除を受けることができる。

(観覧料等の還付)

第 10 条 条例第 12 条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第 3 の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を還付することができる。

2 条例第 12 条ただし書の規定により観覧料又は使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第 9 号による観覧料等還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により観覧料等還付申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の還付を決定したときは、別記様式第 10 号による観覧料等還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第 11 条 利用者及び新潟市文化財旧小澤家住宅(以下「旧小澤家住宅」という。)の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(1) 離れ座敷等の利用を終了した場合

(2) 旧小澤家住宅の施設、設備又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失した場合

(3) 旧小澤家住宅において災害その他事故が発生した

場合

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項及び第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に観覧料及び使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第12号による観覧料等徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第16条 受託者は、徴収委託を受けた観覧料又は使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した観覧料等の払込み)

第17条 受託者は、徴収した観覧料及び使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、これらの日の翌日までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適当であると認める場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解

除した場合について準用する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第6条、第7条、第8条(使用料に係る部分に限る。)、第9条第1項から第3項まで(使用料に係る部分に限る。)、第10条(使用料に係る部分に限る。)、第13条から第15条まで、第16条(使用料に係る部分に限る。)、第17条(使用料に係る部分に限る。)、第18条、別表第1、別表第2の6の項、同表7の項(使用料に係る部分に限る。)、別表第3の1の項(使用料に係る部分に限る。)、同表2の項、同表3の項(使用料に係る部分に限る。)、別記様式第1号から別記様式第10号まで及び別記様式第12号の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(施行の日=平成23年7月2日)

別表第1(第7条関係)

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
展示パネル	1枚	1日につき	100
スポットライト	1個	1日につき	200
ワイヤレスアンプ	一式	1回につき	100
可搬式映写スクリーン	1台	1回につき	400
液晶プロジェクター	1台	1回につき	800

備考

- 1 上表中「1日」とは、午前9時30分から午後5時までの利用をいう。
- 2 上表中「1回」とは、条例別表第2に規定する午前の区分(以下「午前の区分」という。)又は同表に規定する午後の区分(以下「午後の区分」という。)の利用をいう。
- 3 備考1に規定する時間以外の時間に展示パネル又はスポットライトを利用する場合には、備考1に規定するもののほか、午後5時から翌日の午前9時30分までの利用を1日として上表の規定を適用する。
- 4 午前の区分及び午後の区分以外の時間にワイヤレスアンプ、可搬式映写スクリーン又は液晶プロジェクターを利用する場合には、備考2に規定するもののほか、午前6時から午前9時30分まで、正午から午後1時まで(条例別表第2備考1に規定する場合における正午から午後1時までを除く。)又は午後5時から翌日の午前6時までの利用を1回として上表の規定を適用する。

5 利用時間が備考1から備考4までに規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は、行わない。

別表第2(第9条関係)

特別の理由	免除する額
1 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部(以下「学校」という。)の児童又は生徒及びこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合	観覧料の全額
2 市内又は市外の学校の児童又は生徒が日曜日、土曜日又は休日に観覧する場合	観覧料の全額
3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が観覧する場合	観覧料の全額
4 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日社更第4号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)第2に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害等級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級をいう。)が1級である者として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日児発第811号厚生省児童家庭局長通知)別紙第2に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者の介助者がこれらの者の観覧を介助する場合	これらの者1人につき1人の介助者の観覧料の全額

5 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援を供与する施設の通所者、同条第12項に規定する障害者支援施設の入所者若しくは通所者、同条第22項に規定する福祉ホームの利用者又は医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の許可を受けた病院の同条第2項第1号に規定する精神病床の入院者及びこれらの者を引率するこれらの施設の職員が観覧する場合	観覧料の全額
6 市又は指定管理者が主催する事業に利用する場合	使用料の全額
7 その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

別表第3(第10条関係)

特別の理由	還付する額
1 旧小澤家住宅を観覧するもの又は利用者がその責めに帰することができない理由により観覧又は離れ座敷等の利用をすることができなかった場合	観覧料又は使用料の額に相当する額
2 利用者が条例第8条の規定による離れ座敷等の利用の取止めの申出をその利用開始日の15日前(道具蔵を利用する場合は、30日前)までにした場合	使用料の額に相当する額
3 その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

【以下の「別記様式」については掲載を割愛】

- 別記様式第1号(第2条関係)
- 別記様式第2号(第2条関係)
- 別記様式第3号(第4条関係)
- 別記様式第4号(第4条関係)
- 別記様式第5号(第8条関係)
- 別記様式第6号(第8条関係)
- 別記様式第7号(第9条関係)
- 別記様式第8号(第9条関係)
- 別記様式第9号(第10条関係)
- 別記様式第10号(第10条関係)
- 別記様式第11号(第12条関係)
- 別記様式第12号(第14条関係)